

財 関 第 4 5 5 号
平成 24 年 5 月 8 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長事務代理
塚 越 保 祐

分類例規の一部改正について

水産庁長官通達（平成 24 年 5 月 8 日付 24 水漁第 248 号）の発出に伴い、分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日付蔵関第 1299 号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、平成 24 年 5 月 8 日以降輸入申告される貨物について適用されたい。

記

分類例規の一部を次のように改正する。

第 2 部（国内分類例規）中、別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるよう改める。